

令和 8 年度 飯南町若者と女性の活躍応援事業補助金 募集要項

趣旨

若者や女性の活躍による元気あふれるまちづくりを推進するため、若者や女性の参画によるまちづくりや交流の場を広げる活動を行う団体に対して補助金を交付するものです。

対象事業

①から③のすべてに該当する事業

- ①補助対象団体自らが企画し、実施するもの（新たな取組を含む）
- ②若者及び女性の参画によるまちづくり及び交流の場を広げる活動
- ③若者及び女性の参加機会の充実及び参加意識の高揚を図るもの

対象者

- ・町内に居住又は勤務する5人以上の方で組織されている町内の民間団体等
 - ・町内に事務所又は事業所等を有する企業、店舗、特定非営利活動を行う非営利団体等
- ※政治活動、宗教団体又は営利を目的とする団体は対象外
※すでに本補助金を3回活用した団体は対象外

対象経費

補助対象経費	補助対象とならない経費
1 会場使用料及び借上料(備品及び音響機器等を含む。)	1 賞品、景品代等
2 研修会等の参加負担金	2 参加者の旅費及び交通費
3 広告宣伝費	3 団体構成員の人件費及び旅費等
4 講師・司会者費用	4 その他専ら参加者個人の受益に係る費用及び参加者個人で負担すべき費用
5 消耗品費等事務経費	
6 印刷製本費	
7 備品費	
8 飲食に係る経費(ただし、補助金額の3分の1以下とすること。)	

補助率

- ・補助対象経費の10分の10

補助限度額

- ・1年目 30万円 2年目 20万円 3年目 10万円

留意事項

<全体>

- ・予算の範囲内で実施
- ・補助金の交付回数は、同じ年度において同一団体は1回限り

- ・対象地域等を限定せず、事業を広く周知して呼びかけること
- ・汎用性が高いもの（申請事業以外でも使用できる可能性のある物品等）の購入などにかかる経費は、事業費全体の3分の1以内の補助とすること

<飲食材料費>

- ・飲食材料費のうち2分の1以上は参加者から徴収または自己負担とすること
- ・飲食材料費は事業費全体の3分の1以内の補助とすること
- ・酒類の購入は認めない

応募方法

(1) 受付期間

令和8年3月19日（木）から令和8年4月24日（金）まで（最終日17時必着）

(2) 提出書類

1	企画提案申込書	5	定款、会則又はこれらに類する書類
2	事業計画書（任意様式）	6	役員又は構成員の名簿
3	収支計画書（任意様式）	7	積算根拠資料（見積書等）
4	団体概要書		

(3) 提出先

必ず事前にご相談いただき、応募書類を以下の宛先まで提出してください。

※応募書類はご相談時にご案内します。

〒690-3513 飯南町下赤名 880

飯南町まちづくり推進課 地域振興担当

電話番号：76-2864

選考方法

審査会による審査を行い、その結果に基づき町が採択します。

審査時期：令和8年5月上旬頃を予定

審査方法：応募した事業について、応募団体にプレゼンテーションを実施していただきます。

なお、審査基準は、概ね以下のとおりとします。

- ・費用対効果が高いものであるか。
- ・実現可能な具体的な事業計画であるか。
- ・補助金終了後も継続できる内容であるか。
- ・事業が実施できる環境が整っているか。
- ・地区を限らず広く周知を行えるか。 など

その他

本事業は、以下の例規に則って行います。

- ・飯南町若者と女性の活躍応援事業補助金交付要綱
- ・飯南町補助金交付規則